

ポーランド週報

(2023年8月17日～2023年8月23日)

令和5年(2023年)8月25日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 国民投票実施決議案の下院採択 外国によるポーランド選挙に対する干渉に関する決議案の下院採択 野党上院選挙協力の締結 「法と正義」(PiS)党首による選挙スローガンの発表 「左派」の議会選挙立候補者名簿の発表 ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置を巡る動向 「第3の道」による議会選挙立候補者名簿の発表 レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領のポーランド訪問 ゲルヴェル外務次官とジェンキンス米国务次官との会談 ミュンヘン地下鉄駅で発生した性的暴行事件に対する反応								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ドイツ当局が不法滞在者3,400人のポーランド送還を検討しているとの報道 南東部ポドカルパツキエ県でレジオネラ・ニューモフィリア菌の感染者が増加 過去6か月間の車両盗難に関する警察統計								
経済 首相が第14期年金支給に関する規則に署名 7月のポーランド企業の平均月給 ポーランドは昨年EU内で5番目に新規ロボットを導入 ポーランドの太陽光発電の導入 Orlen の浮体式貯蔵再ガスユニットに関する契約 ドゥダ大統領がエネルギー受給者保護法案に署名 ウクライナ人、ポーランドで起業								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政治
内政

国民投票実施決議案の下院採択【17日】

17日、下院において、政府が議会に提出した国民投票の実施に関する決議案が採択された。賛成234票、反対210票、棄権7票が投じられた。「市民連立」(KO)は、国民投票に参加するかどうかは有権者自身が決定を下すと述べ、「左派」はボイコットを表明した。

外国によるポーランド選挙に対する干渉に関する決議案の下院採択【17日】

17日、外国によるポーランド選挙に対する干渉に関する決議案が下院で採択された。賛成234票、反対175票、棄権10票が投じられた。同決議案には、「ポーランドは、外国によるポーランド選挙プロセスに対するあらゆる干渉をポーランドに対する敵対行為とみなし、断固として対抗する。」と強調されている。野党は、このような決議の採択は不要であると主張した。

野党上院選挙協力の締結【17日】

17日、「市民プラットフォーム」(PO)、「左派」、「ポーランド2050」、「農民党」(PSL)、地方自治体運動「Yes! For Poland」は、上院選挙における100選挙区において、誰がどの選挙区から出馬するかについて合意に達した。POが51選挙区、「左派」が15選挙区、「ポーランド2050」が8選挙区、PSLが21選挙区、「Yes! For Poland」が3選挙区からそれぞれ出馬する。第24区(ウッチ)と第39区(チェハヌフ)の2選挙区では、野党らは自らの立候補者を出さず、無所属の立候補者を支持する予定である。トウスクPO党首は、上院選挙における野党協力の締結の重要性を強調しつつ、各党が互いを尊重し、それぞれのポジションを理解した上で上院選挙における立候補者の共同リストについて合意に達することができたため、議会選挙以降も協力し合うことができると確信していると述べた。

「法と正義」(PiS)党首による選挙スローガンの発表【18日】

18日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首兼副首相は、PiSによる議会選挙キャンペーンのスローガンを「ポーランド国民のための安全な未来」とする旨を発表した。同党首は、安全保障は軍事面だけでなく、財政面やエネルギー面、社会面でも重要であると付

言した。

「左派」の議会選挙立候補者名簿の発表【18日】

18日、議会会派「左派」は、議会選挙に向けた立候補者名簿が完成した旨を発表した。政党「新左派」のチャジャスティ共同党首は、「新左派」は2023年10月15日以降野党らで共同統治することを目標に定めていると述べ、他の野党の誰にも攻撃を仕掛けることもせず、「左派」の議会選挙立候補者名簿には男女共に同じ割合で名を連ねていると語った。また、同じく「新左派」のビェドロン共同党首は、ポーランド人は「法と正義」(PiS)と「同盟」による野蛮な連合か、微笑みを浮かべる親EUである野党のどちらかを選ぶことになることと強調し、議会選挙に向けて野党が協力し、政策マニフェストの共有を含む下院選挙協力を締結するよう呼びかけた。

ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置を巡る動向【18日】

18日、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置を巡り、「法と正義」(PiS)のアスト下院議員兼司法委員会委員長は、「現在の下院の任期の間には、同委員会の設置は不可能であり、これは次期任期における下院のタスクになる。」と述べた。他方、ボヘネクPiS報道官は、政権与党は同委員会の設置を望んでいると強調した。さらに、シュロト大統領府大統領室長によれば、ドゥダ大統領も下院の現在の任期の間に同委員会が設置されることを望んでいるという。ジェチポスポリタ紙は、PiSは同委員会の設置から静かに手を引いており、選挙運動による同委員会設置法(通称 Lex Tusk)が果たす役割は国民投票に引き継がれたと報じた。

「第3の道」による議会選挙立候補者名簿の発表【22日】

22日、「第3の道」は、下院選挙における立候補者を発表した。41選挙区のうち、「ポーランド2050」が22選挙区、「農民党」(PSL)が19選挙区で筆頭候補を擁立する。ホウオヴニャ「ポーランド2050」党首はビャウイストクから、コシニャク=カミシュPSL党首はタルヌフから下院選挙に出馬する。ワルシャワの選挙区からは、コボスコ「ポーランド2050」副党首が選挙を戦う。

外交・安全保障

レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領のポーランド訪問【22日】

22日、レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領はポーランドを公式訪問し、ドゥダ大統領とモラヴィエツ

キ首相とそれぞれ会談した。ドゥダ大統領との会談では、ポーランド情勢、ロシアによるウクライナ侵略、ポーランドに住む避難民などについて話し合われた。また、ポーランドとポルトガルとの経済協力につ

いても議論が行われた。同日、レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領は、モラヴィエツキ首相とも会談を行い、NATO東方の安全保障状況、防衛分野における協力の展望、経済協力、EUを巡る問題について話し合った。

ゲルヴェル外務次官とジェンキンス米國務次官との会談【22日】

22日、ゲルヴェル外務次官は、ポーランドを訪問中のジェンキンス米國務次官と会談し、ユーロアトランティック地域における現在の安全保障状況とロシアがウクライナで行っている戦争への対応について意見交換した。また、戦略的二国間関係の強化、安全保障・防衛分野における協力についても話し合われた。

ミュンヘン地下鉄駅で発生した性的暴行事件に対す

治 安 等

ドイツ当局が不法滞在者3,400人のポーランド送還を検討しているとの報道【22日】

22日付けPAP紙によると、国境警備隊の報道官は、ドイツ当局が同国に不法滞在している3,400人をポーランドに送還することを検討している旨同紙に明らかにした。ドイツ当局は、この不法滞在者らはEU域内に入る際に最初にポーランドに入国しており、難民に関する「ダブリン規約」によって不法滞在者を最初に入国したEU加盟国へ送還できると主張している。

3,400人のうち最大の国籍者はグルジア国籍者(89人)で、次いでチェチェン人を中心とするロシア国籍者(86人)、イラク国籍者(51人)である。

本年1月以降、EU加盟国から既に804人がポーランドに送還されている。

南東部ポドカルパツキエ県でレジオネラ・ニューモフィリア菌の感染者が増加【23日】

23日、衛生当局は、南東部ポドカルパツキエ県でレジオネラ・ニューモフィリア菌の感染者が71人まで増加しており、これまでに4人が死亡したことを明らかにした。

感染者が多いジェシュフ市の衛生当局は、22日以降、各所の上水道や感染者の自宅で水のサンプル

る反応【22日・23日】

22日、ミュンヘンの地下鉄駅にて、若いポーランド人男性がアフガニスタン難民によって性的暴行・窃盗等の被害を受ける事件が発生した。この事件を受けて23日、モラヴィエツキ首相は、「同事件は門戸開放政策の結果である」、「ポーランド警察の捜査参加を直ちに許可するよう独側に求める」とSNSに投稿した。また、同23日、ポーランド外務省は、駐ポーランド独大使館の代表者を招待したことを発表した。ポーランド外務省は、同様の事案が繰り返され得ることへの懸念、効果的な情報キャンペーンの必要性について強調し、独側がこのようなキャンペーンを実施することが難しい場合にはポーランド当局が支援することもできると伝えた。また、ポーランド外務省は、同事案の被害者に対する包括的支援を提供するため、在ミュンヘン・ポーランド総領事館と独政府当局との協力を要請した。

を採取し、細菌の発生源を特定するための調査を進めている。

この細菌は、呼吸器疾患のレジオネラ症肺炎を引き起こす可能性がある。ポーランド国立衛生研究所によると、免疫力の低い高齢者や慢性患者が感染した場合の死亡率は比較的高い(15~20%)と指摘している。感染は、主に、細菌に汚染されたエアロゾル(細かい霧やしぶき)を吸引することによって起こるとされ、ヒトからヒトへ感染することはないとされている。

過去6か月間の車両盗難に関する警察統計【23日】

警察当局の統計によると、2023年1月から7月までの間にポーランドの駐車場や路上で盗難された車は3,194台で、前年同期より616台減少した。

最も多く車が盗難された地域はワルシャワ市(1,060台)で、次いで、ドルノシロンスク県(344台)、ウッチ県(297台)、シロンスク県(267台)となった。最も盗難が多かった車両は日本と韓国のメーカーであった。

キーレス車の増加に伴い、鍵を開ける手口も巧妙化している。盗難犯は、「ゲームボーイ」と呼ばれる鍵のコードの複製装置を用い、車から送信された信号を読み取り、エンジンを始動させることができる。

経 済

経済政策

首相が第14期年金支給に関する規則に署名【22日】

22日、モラヴィエツキ首相は、高齢者年金受給者のための新しい恒久手当、いわゆる第14期年金の支給額と支給日に関する規則に署名した。政府のウェブサイトに掲載された文書によると、第14期年

金は9月に支給され、総額は2,650ズロチ(594ユーロ)となる。

毎月の受給額が2,900ズロチ(650ユーロ)を超えない年金受給者は全額が支給され、それ以上の年金を受給している者は、支給額が減額される。

マクロ経済動向・統計

7月のポーランド企業の平均月給【21日】

21日、中央統計局(GUS)は、2023年7月のポーランド企業の平均月給は前年同月比10.4%増の7,485.12ズロチ(1,674ユーロ)と発表した。

月ベースでは、平均賃金は2.0%上昇した。7月の企業雇用者数は前年同月比0.1%増で、7月末時点の失業者数は約782,400人で、前月より1,200人減少した。

ポーランド産業動向

ポーランドは昨年EU内で5番目に新規ロボットを導入【21日】

2022年、ポーランドは新たに3,100台の産業用ロボットを導入し、EU全体で72,000台が導入された中、5番目に多い国となった。しかし、ポーランドは過去最高だった2021年に比べて導入台数が7%減少した。この減少は、伝統的にロボット化を牽引してきた自動車産業への投資が37%減少したことが影響している。一方、金属産業と機械産業ではロボットが17%増加した。食品産業は、特に外資系大企業を中心に、品質向上のニーズや労働力不足から企業が投資を行い、ロボット化の第2の柱として台頭した。ポーランド系中小企業は、EUの復興基金の立ち上げの遅れや不透明感もあり、投資をためらった。

導入台数の減少は、自動車産業の景気サイクル要因、ウクライナ戦争、エネルギー価格高騰により、ロボット化が割高になったことも一因と考えられる。

ウクライナ人、ポーランドで起業【21日】

ウクライナ人はポーランドでの事業設立を熱望しており、今年1～5月の間に13,000件以上の事業が設立された(2022年通年では約17,500件)。起業家・雇用主連合ウクライナ・ビジネス・センターのボグスワフ・ルデッカ代表は、ポーランドでのビジネス支援に対する関心は依然として非常に高いと指摘する。また、同センターは主にIT企業に支援を提供しており、次いで商業、加工、食品製造の各分野で事業を展開しているという。

エネルギー・環境

ポーランドの太陽光発電の導入【21日】

最新データによると、ポーランドには120万基の太陽光発電設備がある。2018年には51,200基、2019年には149,300基、2020年には452,300基、2021年には847,200基と、増加傾向である。ポーランドでは3GWのエネルギーが大規模太陽光発電所によって発電されているのに対し、小規模太陽光発電設備全体の容量は10GWである(欧州最大のCO2排出者であるベウハトウフ石炭火力発電所の2倍)。2022年の太陽光発電量は、1月が最も少なく(110Gwh)、6月が最も多かった(1,191GWh)。

EUによる規制変更の要請に伴い、7月7日、再生可能エネルギー源に関する法律の改正法案が下院を通過した。まもなく個人が建設許可不要で太陽光発電設備を導入し、発電容量も3倍まで増やすことができ、これが施行されれば小規模太陽光発電設備の建設がさらに容易になる。

Orlenの浮体式貯蔵再ガスユニットに関する契約【21日】

Gaz-SystemとOrlenグループは、グダンスク湾で2028年操業開始予定の浮体式貯蔵再ガス化ユニット(FSRU)における再ガス化サービスの提供に関する15年間の契約を締結した。これによりOrlen

はFSRUの唯一の顧客となり、この契約だけでもポーランドのガス需要を約60億立方メートル上回ることになる。このプロジェクトはスロバキア、チェコ、ハンガリーなどがアクセスしやすくなるガスハブを建設する政府の計画の一部であり、ウカシェフスカ・チシェチアコフスカ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、ポーランドが中東欧のガスハブになることを目指していると述べた。

ドゥダ大統領がエネルギー受給者保護法案に署名【23日】

ドゥダ大統領は、エネルギー価格凍結による家庭のエネルギー消費量の上限を引き上げるとともにその他の脆弱な受給者のエネルギー価格の上限を引き下げる法案に署名した。同法案は、2023年にエネルギー価格が凍結される家庭のエネルギー消費量の上限を2,000kWhから3,000kWhに引き上げた。また、地方自治体、学校、病院、中小企業など、その他の脆弱な受給者の上限価格は、785ズロチ/MWh(174ユーロ)から693ズロチ/MWh(154ユーロ)に引き下げられる。気候・環境省によると、これらの変更に伴う追加コストは約30億ズロチ(6.67億ユーロ)に達し、特定のエネルギー受給者を支援する措置の総コストは397億ズロチ(88億ユーロ)に達する。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～ 11月26日（日）】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細：<https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

【開催中】 展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」【2023年8月6日（日）～9月17日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館「マンガ」で、展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」が開催中です。広島平和記念資料館と長崎原爆資料館の協力により、被爆資料20点、写真パネル30点、被爆者の体験記などが展示されています。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. M. Konopnickiej 26、Kraków

詳細：<https://manggha.pl/en/temporary-exhibitions>

【開催中】ファンコン「ヒカリ祭り」【2023年8月25日（金）～27日（日）】

ポズナニ市で、ファンコン「ヒカリ祭り」が開催される予定。日本文化とポップカルチャーを中心とした日本文化を紹介する総合的なイベントで、様々なアニメ上映会やコンサートが予定されています。入場は有料です。

開催場所：Collegium Da Vinci, ul. Kutrzeby 10, Poznań

詳細：<https://hikari.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail@wr.mofa.go.jp)